

北欧先住民族サーミに見る先住権： 川と陸の資源と管理



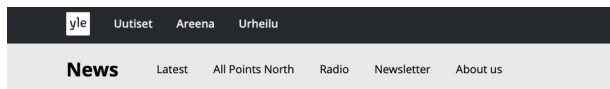
2012年6月撮影
トロムソ郊外

加藤博文

北海道大学アイヌ・先住民研究センター
ウプサラ大学考古学・古代史学部

1

2022年4月13日付の
フィンランドの国営放送のオンラインニュース



Sámi activists win fishing rights case

The case turned on the tension between Sámi people's constitutional rights and the Finnish state's fishing permit system.

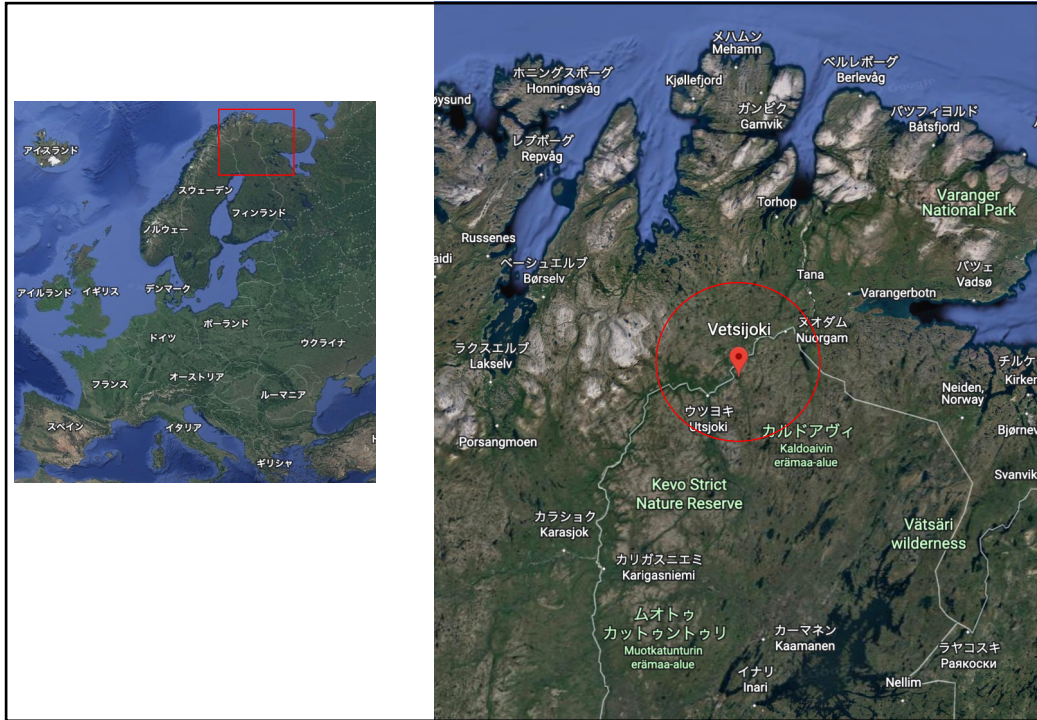


The Tenjoki river has been the scene of protests over fishing rights. Image: Vesa Toppari / Yle
<https://yle.fi/news/3-12403485> アクセス2022年4月28日

2022年4月13日、フィンランドの最高行政裁判所は、漁業規則に違反したとして起訴されたサーミの漁師を地元住民について、無罪とする判決を下した。

これは、サーミにはフィンランドの憲法において保障された自らの「故郷」の川におけるサケ（魚）を捕獲する権利を認めたものであり、この権利を制限することは、国際人権条約に基づくフィンランド政府の義務に矛盾するとの司法判断であった。

2



3

サーミ(Sámi) について

Sápmi

- Andrássápmi (Inari Sami)
- Davvisápmi (Northern Sami)
- Nuortalašsápmi (Skolt Sami)
- Gielddasápmi (Kildan Sami)
- Julevsápmi (Lule Sami)
- Bitonsápmi (Pite Sami)
- Ubmisápmi (Ume Sami)
- Lullisápmi (Southern Sami)
- Darjesápmi (Ter Sami)
- Suopma (Finland)
- Ruošša (Russia)
- Norga (Norway)
- Ruotta (Sweden)

- 北欧スカンディナヴィア3カ国とロシアに生活する先住民族
- 4カ国全体での総人口は約8万人
- そのうち半数がノルウェーに暮らす
- Sápmi (サーミ地方) には、9つの異なる言語グループがある
- サーミのグループは生業様式でもグループ化され、トナカイ・サーミ、海岸サーミ、川サーミなどとも呼ばれる。

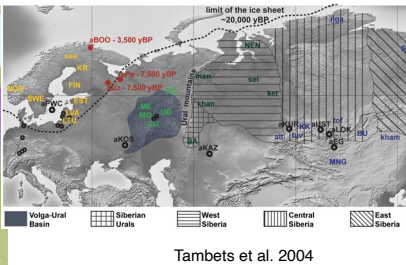
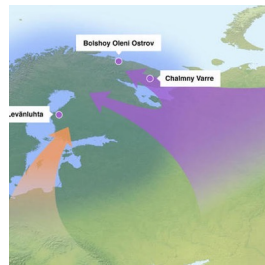
Sami handcrafts
2015年撮影

2015年撮影

<https://nordnorge.com/en/tema/the-sami-are-the-indigenous-people-of-the-north/>

4

サーミの集団的ルーツ：先史時代



Tambets et al. 2004



Rankama and Kankaanpää 2011

- スカンディナヴィア半島北部への人類集団の入植は早く、最終氷河期終末には、進出があった。
- 紀元前1万年前にはコムサ文化（現在ではノルウェー中石器第二段階）には、コラ半島またはフィンランド南東部から集団が北上していたと考えられている。
- 集団遺伝学でもサーミの遺伝学的特徴は、ヌガナサンとの強い関連が指摘されている。また古代DNA研究でも、コラ半島の中石器時代の狩猟採集民と、また東部狩猟採集民との間に50%の比率で共有の祖先を持つと指摘する研究がある。
- これらは現在のウツヨキ川、タナ川流域に紀元前8000年前に生活していた人々が現在のフィンランドとロシアの国境地帯の湖水地域から移住してきたことを示唆している。
- 一方で、歴史言語学の研究では、サーミ語の祖語は、今から2000年前から2500年前に南フィンランドからカレリア地方で成立し、フィン・スカンディナヴィア地方に広がったと推定されている（Aikio 2004）

5

サーミの歴史：略史

サーミの歴史は、その初期段階は不明である。地名から見ればフィンランド全域に、かつて生活していたことが指摘されるが、スカンディナヴィア半島では、南の境界が今だに不明である。スカンディナヴィアの南の境界は、現在のノール・トロンデラグ地方のリエルネ周辺と考えられている（地名などから）。

第一段階：15世紀以前

第二段階：15世紀：対等な交易関係から経済的支配関係への転換

第三段階：17世紀のスウェーデンによる鉱山開発と賦役

第四段階：18世紀のキリスト教化とラップ協定

第五段階：国境確定と移動制限

第六段階：国家間の戦争とサーミ

第七段階：戦後の権利回復運動

6

サーミの歴史：略史

第一段階：15世紀以前

- サーミがヴァイキング（ノース）と接触していたことは、スターロ(stalo)と呼ばれる伝承に残されている。この時期は毛皮が塩や金属製品（刃物、硬貨）と交換された。（硬貨は装身具に利用された）
- 1500年頃までのサーミの生業経済は、主に漁撈と罨猟であり、狩猟対象でもあるトナカイの季節移動に合わせて居住地が移動する移動生活を行っていたと考えられている。
- 1500年頃にサーミがノルウェー、スウェーデン、ロシアの国家に対する納税義務から、多くのサーミがフィヨルド沿いや海岸、内陸の水路に定住するようになり、その経済活動は牧畜、罨猟、漁撈の比重がます。
- 国家への納税は、野生トナカイの過剰な狩猟を生じさせ、トナカイの数が減少した。この対策として、一部のサーミは、トナカイ飼育を開始する。一般にトナカイ飼育は外部からは典型的なサーミのライフスタイルとみなされているが、「トナカイサーミ」は、サーミ全体の約10%に過ぎない。
- 中世段階には、フィンマルク地方にノルウェー人の漁民が入植するが、魚交易は高度に専門化しており、これらの入植者の漁村がサーミの生活様式に強い影響を与えたとは見做されていない。中世段階では、交易を除いてほとんど接触がなく、両者は共存していたと考えられている。



7

サーミの歴史：略史

第二段階：15世紀：対等な交易関係から経済的支配関係への転換

- デンマーク・ノルウェー王国、スウェーデン王国、ロシア帝国が、いずれもサーミに対する課税権を主張。
- この時期、フィンランド語を話す徴税人がボスニア湾の北岸まで、ロシア人の徴税人が西はノルウェーのハルスタ（Harstad）地区まで、東はノルウェー人の徴税人がコラ半島の内陸まで徴税に訪れた。
- サーミにおけるトナカイ飼育の歴史は、多くの研究者の関心を集めてきたが、おそらく6世紀（西暦500年頃）には飼育技術は確立されており、16世紀以降にはサーミが、サーミが貨幣で税金を納めていることから、大規模なトナカイ飼育が16世紀には開始されていたと考えられている。



8

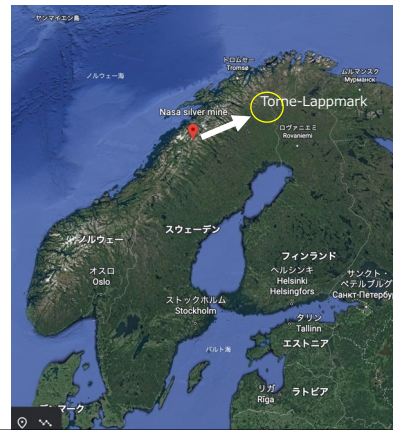
サーミの歴史：略史

第三段階：17世紀：スウェーデンによる鉱山開発と賦役

- 16世紀にスウェーデンのグスタフ1世がサーメ人全体をスウェーデン領にすることを公式に主張。しかし、実態は各国間で共有。
- 16世紀までは、フィンマルク地方には、ビルカール (Birkarls) と呼ばれる少数の課税と商業を支配するグループがあったが、1634年にノールランド県が設立され、この地域の国家管理が行われるビルカール制度は崩壊。国家管理下の町が設立される。
- 1630年代にスウェーデン政府はNasaナサ銀鉱山を開発し、付近のサーミのコミュニティに賦役を課した。ナサ銀山での採掘は採算が合わないことがわかり、1659年に終了したが、この期間に多くのサーミが強制労働を強いられ、1640年代と1650年代には多くのサーミがトルネ・ラップマルク地方へ避難している。
- Torne Lappmarkトルネ・ラップマークに移住する原因となった。



https://en.wikipedia.org/wiki/Nasa_silver_mine

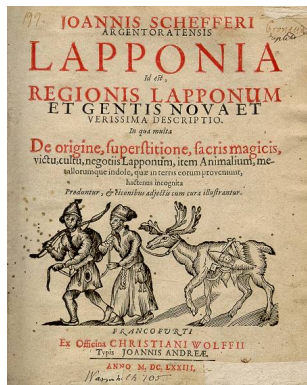


9

サーミの歴史：略史

第三段階：17世紀における国家との関係の変化、サーミの負のイメージの増成

- 1673年のラップマルク宣言 (Lappmark Proclamation) では、サーミ地方に定住する者は15年間免税され、いかなる戦争にも兵士として参加する必要はないと規定された。
- サーミは納税による国庫に多大な貢献をしていたため、新たな入植者はサーミが利用していない「未使用」とされる土地にのみに入植することが許された。
- この布告は1695年に更新され、サーミからは強い反対が示され、激しく抗議があったが改正は停止されずに、サーミの権利は収奪された。
- 結果として、サーミの居住地は縮小され、北、現在のフィンマルク地方に限定されることになった。



- 17世紀の修辞学者Johannes Schefferusヨハネス・シェフェルスが書いた『ラップニア』(1673年)は、サーメ文化の詳細な情報を伝える最も古い資料である。
- この本は、サーメの魔法によってスウェーデンが戦場で勝利を収めたと主張する「悪意ある」外国のプロパガンダ (特にドイツ) のために書かれたもの。
- ヨーロッパ人の中でサーメ文化のイメージを正そうと、マグヌス・ド・ラ・カーディは、シェフェルスが実施したサーメの集団を記録する初期の「民族学」研究プロジェクトを開始しました。この本は1673年末に出版され、すぐにフランス語、ドイツ語、英語などに翻訳されている (ただし、スウェーデン語は1956年まで出版されなかった)。
- オランダやドイツでの翻訳では、生活環境、地形、環境についての章が魔法、妖術、太鼓、異教徒などの作り話に置き換えられた。

10

創られた異教徒サーミのイメージ

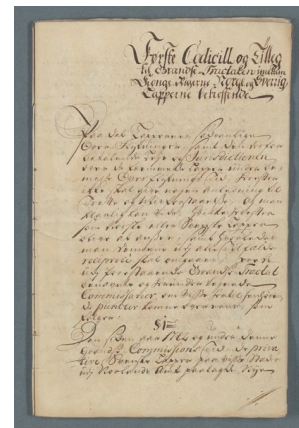


11

サーミの歴史：略史

第四段階：ラップマルク規制（1749年）とラップ協定（1751年）

- 1749年のラップマルク規則（Lappmark Regulation）では、入植者は狩猟から離れ、農業と家畜の飼育に専念するよう命じられた。
- その2年後にはヴェステルボテンがラップマルク地方から切り離され、その地域の住民はサーミの地域での狩猟と漁業を禁じられた。
- 1751年のラップ協定（Lapp Codicil of 1751）は、ノルウェーとスウェーデンの国境を定めた1751年のストロムスタッド条約 Stromstad Treaty of 1751の付属文書である。
- この協定では、サーミが、当時デンマーク領だったノルウェーとスウェーデンの国境を越えて、伝統的なトナカイの移動放牧を続ける権利を正式に認めたものである。また市民権や税金などに関する規定も含まれていた。
- この協定は、1852年、1919年、1972年に改訂され、トナカイ数の制限や国境移動制限などサーミに対する権利を制限する改正がなされたが、2005年にその有効性を失っている。しかし、ノルウェーではこの条約に記載された権利は維持されている。
- この協定は、サーミの伝統的な地域におけるサーミの権利を保障するものとされ、現在でもサーミの権利に関する議論において重要な根拠とされている。2021年、この文書はカウトケイノに保管されている。



https://en.wikipedia.org/wiki/Lapp_Codicil_of_1751

12

サーミの歴史：略史

第四段階：18世紀のキリスト教化と抵抗運動

- スウェーデン人とサーミのルーツを持つ神学者のラース・レスタディウス (Lars Levi Laestadius 1800-1861) は、ルター派の教えを特に厳格に説いた。
- このため国境を越えたサーミ人の中で宗教的な覚醒が起こり、当局や既存の教会に対する反感がしばしば起った。
- 1852年にはカウトケイノの蜂起 (Kautokeino rebellion) が起こる。
- レスタディウスの信奉者であった Aslak Jacobsen Hatta らはカウトケイノの教会の聖職者たちと対立し、治安を乱したことで出頭を命じられた。
- 夏の遊牧地から移動していた彼らは出頭せず、教会は事態を憂慮し、新しいサーミ語を解する牧師を配置し、レスタディウスの信奉者らと話し合わせた但对立は解消されなかった。
- やはて酒を販売していた商人と保安官が殺害され、蜂起に参加したサーミは処罰され、蜂起の首謀者とされたアラスク・ハッタ (Aslak Hatta) とモンズ・ゾンビ (Mons Somby) は処刑された。
- レスタディウス運動はスウェーデン、ノルウェー、フィンランドで勢力を拡大し続けた。



Lars Levi Laestadius 1800-1861



Kautokeino-opprøret



※ハッタとゾンビの遺体については、ノルウェーにおけるサーミの遺骨返還運動とも関係する。

13

サーミの歴史：略史

第五段階：国境確定と移動制限

19世紀のサーミをめぐる動き

- 1809年、フィンランドはロシアに接収され、サーミ地方を通る新しい国境線が設定される。
- ノルウェーとロシアの国境条約によって、それまでロシア、スウェーデン、デンマーク・ノルウェーがごく緩やかに共同管理をしていた広大な土地に、ノルウェーとフィンランド・ロシア間の国境線が引かれた。
- この国境確定によって、それまで冬はフィンランドに、夏はノルウェーの海岸に滞在していたトナカイの放牧者は、国境を越えることができなくなった。しかし、ノルウェーとスウェーデンの国境は、1940年までトナカイの放牧者が通過することが可能であった。
- 1940年にドイツのノルウェー占領により国境が閉鎖されるまでは、1751年のラップ協定に定められた継承された権利に従って、サーミは、スウェーデンとノルウェーの国境を自由に行き来していた
- 第二次世界大戦後の国境制限は、以前のような自由な国境を超えた移動を認めていない。

文化的同化政策

- 1850-1870年代は、同化政策に関する議論が2つに分かれ、一方は教育や宗教の場でサーミ語を積極的に使うことを主張し、他方はノルウェー語化をできるだけ効果的にするためにすべての教育をノルウェー語で行うべきであるという主張がなされた。しかし、その根底にはサーミをノルウェーの文化と社会に完全に同化させるという目標では一致していた。
- 1851年、ノルウェーの立法府であるストーティング Stortinget はサーミのノルウェー語化に資金を提供することを決め、基金を設立する。
- 1899年にウェクセルセンの布告 (Wexelsenplakaten) が可決され、サーミとクヴェンが多言語学校の教育者として活動することを禁止する公式の指示が出された。(本格的な同化政策の始まり)
- 1901年にサーミとクヴェンの生徒のための最初の寄宿学校が設立。寄宿学校は礼拝堂としても使われ、司祭は事実上の教育委員会のメンバーとして活動。寄宿学校の目的は、生徒を彼らのルーツやコミュニティから隔離し、同化のプロセスをより効果的にすることにあった。

14

サーミの歴史：略史

第五段階：20世紀の同化政策

文化的同化政策

- ノルウェー政府はフィンマルクの地名を体系的にノルウェー語化し、サーメ語の元の名前をノルウェー語の名前に置き換える。
- サーミ地方へのノルウェー人の定住を正当化し、歴史化する作業の一環。
- この時期のノルウェー語化は、ナショナリズムと社会的ダーウィニズムにイデオロギー的に根ざしていた。
- 一方で1860年から1910年にかけての地方の行政文書は、サーミ語とクヴェン語で書かれた文書が文書館で確認されており、一部のコミュニティは同化プロセスを回避したり、実施しなかったことが知られている。
- 1860年代以降にノルウェー政府がより民族主義的な方向へ政策を転向すると、1900年頃からはこれが強化され、公立学校や公の教会ではサーミ語の使用が禁止された。
- 1905年から1950年代には、サーミとクヴェンがフィンマルクで土地を借りたり買ったりする権利が法的に否定された。
- ノルウェー化のプロセスは、民族的アイデンティティにはっきりと表れ、1930年の調査でクヴェンゲンゲンの人口の61%のうち、サーミと回答した人たちが44%、クヴェンと回答した人たちが17%いたが、1950年の国勢調査では、同じ地域の住民でサーミまたはクヴェンと回答した住民は0%であった。
- 1906年のノルウェー議会選挙では、サーメ人の政治家イサーク・サバが国会議員に選出。
- ノルウェー化に反対する動きは1917年に最高潮に達し、トロンハイムで最初のサーメ人集会が開催される。しかし、ノルウェー政府の同化政策は、1900年代を通じて実施された。

15

サーミの歴史：略史

第五段階：同化政策20世紀

文化的同化政策

- 1936年の7年制学校の導入は、教育現場においてフィンランド語が禁止される結果となり、同化政策のさらなる強化につながった。
- スウェーデンでは、当初はノルウェーに比べ、強い同化政策はとられなかったが、キルナとゲルリバレに新しくできた鉱山とルレオ-ナルヴィク鉄道の建設により文化的同化政策が進められるようになる。
- やがて1922年にスウェーデン民族生物学研究所が設立されると、サーミに対する人種学的研究は実施されるようになる。



Swedish Race Biology Institute
(現在のウプサラ大学構内)



「サーミの血」：
1930年代のスウェーデン北部で寄宿学校に通うサーミの少女を描いた映画

16

サーミの歴史：略史

第六段階：国家間の戦争とサーミ

- 冬戦争（1939-1940）
- ナチスドイツのノルウェー侵攻（1940）
- 継続戦争（1941-1944）
- ラップランド戦争（1944-1945）



17

サーミによる権利回復運動



Einar Gerhardsen (1897-1987)

同化政策の転換

- 1898年のウェクセルセンの布告（Wexelsenplakaten）は学校でのサーミ語の使用を禁止しており、1950年代を通して、また一部では1960年代まで施行され続けた。
- 1956年1月1日にノルウェー労働党のエイナー・ゲルハルゼン Einar Gerhardsen 第3次内閣はサーミ委員会 Samekomiteen を設立した。この委員会の方針は、ノルウェー政府の同化政策からの転換を目指し、集団としてのサーミの立場の強化と、サーミとノルウェー人の間の平等な権利の実現を目指す施策を提案した。
- しかし、この時点では、サーミは依然として民族的少数者としてはみなされず、むしろサーミ語を話すノルウェー人と位置付けられた。これは政府がサーミ文化とそのアイデンティティに対する個人の関係は自己決定すべきと理解していたことによる。
- 最終的には、1967年にサーミ語を第一言語として含む教育で使用する権利が制定された。
- 1980年代にサーミ法委員会 "Samerettsutvalget" が設立され、サーミの政治的・文化的権利を評価することを任務とした。
- しかし、ノルウェー政府の手によるサーミやクヴェンへの過去の政策について扱いについて公的な調査が行われたことは一度もない。同じように、ノルウェー当局は、同化政策がサーミの個人と集団の両方に及ぼした結果について責任をとることを避けてきた。

18

サーミにおける環境権とその権利回復の運動

「彼らは（私たちの）山を盗みましたが、彼らはその山の名前を変えることを忘れました。山々は私たちの言葉の名前を持ち、鉱山でさえもそうです。川は今もサーミ語で歌い続けているのです」

Although they stole the mountains, they forgot to change their names, each mountain is still carrying the name in our language, even the mines do; the rivers are still singing in Sami. - ソフィア・ヤノック（サーミの歌手、活動家）の言葉

出典：

魚が泳ぐ水がある限り
トナカイが草を食み、さまよう大地がある限り
野生動物が隠れる場所がある限り
私たちはこの地球上で慰めを得ることができる。
私たちの家が破壊され、私たちの土地が荒廃したとき
- 私たちはどこに住むのだろうか？

サーミの詩人、パウルス・ウーツィー

*As long as we have water, where fish swim
As long as we have lands, where reindeer graze and wander
As long as we have grounds, where wild animals hide
Then we have consolation on this earth
When our homes have been destroyed and our lands devastated -
where will we live?*

- Paulus Utsi (Sámi poet)



Sofia Jannoll (1982-)



Paulus Utsi 1918-1975)

19

アルタ闘争

- 先住民サーミの土地の権利に関する大きな争いのひとつに、アルタ闘争として知られるものがある。
- このノルウェー政府とサーミの間の権利闘争は、1970年代後半にノルウェーの水資源・エネルギー総局（NVE）が、伝統的なサーミの土地であるフィンマルクのアルタ川にダムと発電所を建設する許可を申請したことに契機している。
- ダムと発電所の建設は、サケ漁やトナカイの放牧といったサーミの伝統的な生業活動を阻害し、この地域に深刻な洪水が起こる可能性が指摘され、マーゼのサーミの集落からの避難が求められた。
- この政府提案に対して、サーミや海外の支援者からの強い反対が生じた。
- しかし、1982年にノルウェーの最高裁判所から認可を受けて、80年代後半には水力発電所が建設され、稼働を開始した。

時系列の動き：

- 1970年8月15日：マーゼの住民は「マーゼダム反対行動委員会Aksjonskomiteen mot neddemming av Masi」の結成
- 1973年：「アルタ・カウトケイノ水路保全委員会Altautvalget for bevaring av Alta-Kautokeinovassdraget」がアルタ峡谷のサケと「自然」への悪影響を記録
- 1978年7月12日：「アルタ・カウトケイノ水路開発運動」Folkeaksjonen mot utbygging av Alta-Kautokeinovassdraget」がアルタの高校で設立される（約80人参加）
- 1979年の夏： デツイカ・キャンプが設立。このキャンプには20カ国から6500人の参加者。ステイラ・キャンプが設立
- 1983年3月1日：デモ組織者への罰金と執行猶予付きの懲役刑（60日から90日）の判決



出典：[Riksarkivet \(National Archives of Norway\) @ Flickr Commons](#)

20

アルタ闘争の影響

- アルタにおける大規模なデモは、先住民族の環境権の問題に国際的な関心を集めることになった。
- この事件をきっかけに、1989年にノルウェーではサーミ議会が設立され、1993年にはスウェーデンでも同様にサーミ議会が設立された。
- フィンランドは、アルタでの事件より前の1973年にサーミ議会が設立されている。
- 一方、ロシアのコーラ・サーミ議会は、北欧諸国のサーミ議会と同じように設立されたが、ロシア政府からまだ認められていないため、象徴的な存在にとどまっている。

ノルウェーにおけるサーミ法・憲法改正・サーミ議会の設立

- 1987年6月12日 **サーミ法施行**
目的：この法律の目的は、ノルウェーのサーミの人々が自分たちの言語、文化、生活様式を保護し、発展させること。
サーミ議会、経費の国負担、ノルウェー語と対等なサーミ語の言語権など
- 1988年 ノルウェー憲法改正（第108条）
- 1989年 ノルウェーにおけるサーミ議会の開会
- 1992年 言語法（サーミ法の追加）
- 1998年 サーミ教育支援（教育法の改正）Sami education (the Education Act)
- 2005年 **フィンマルク法の制定**
ノルウェー政府は、フォンマルク郡の総面積の約96%にあたる約46,000 km²をフィンマルクの住民に譲渡。この土地の関係はフィンマルク・エステートが管理し、この取締役会を構成する6名の取締役のうち、3名は、ノルウェーのサーミ議会から任命され、残りの3名はフィンマルク郡評議会によって任命される。理事会長はサーミ議会と郡議会によって隔年交代で選出される。
このフィンマルク法の制定により、サーミは、土地と水域の長期にわたる伝統的な使用を通じて、フィンマルク郡の土地と水域を使用する個人的および/または集団的所有権と権利を獲得した

21

サーミ議会 (Sámi Parliaments)

- ノルウェー、フィンランド、スウェーデンのサーミは、サーミ議会を持っている。サーミ議会は、国ごとに違いを持つが、地域の行政統治に携わっている。しかし、その権限はほとんどの場合、議会が所在する地域のサーミに関わる事項に限定された権限である



ノルウェーのサーミ議会の役割

- ノルウェーのサーミ議会は、サーミの人々によって選ばれたサーミの統治機関である。
- ノルウェーのサーミ議会は、ノルウェー政府によるサーミの言語、文化、生活様式を守り発展させる施策を担う。

ノルウェーのサーミ議会から提供されたスライドより

ノルウェー憲法第108条は、以下のように定めている：

§ サーミの人々がその言語、文化および社会を保護し、発展させるために必要な条件を整備することは、国家当局の義務である。



22

サーミ議会評議会からサーミ評議会へ

サーミ議会評議会 (Sámi Parliamentary Council: SPC)

- フィンランド、ノルウェー、スウェーデンのサーミ議会の連携組織で2000年3月2日に設立。
- ロシアにはサーミを選出する機関がないため、ロシアのサーミ組織がSPCの常任理事を務め、サーミ議会評議会に2名の常任代表を出している。
- 評議員の任期は4年。
- スウェーデンのサーミ議会のSPCへの参加は、2002年4月。

サーミ評議会 (The Sami Council)

- フィンランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデンのサーミ人9団体で構成されるサーミ人の任意団体。非政府組織。である。1956年からサーミ会議を開催。
- 事務局は、以前はヘルシンキとウツヨキに、現在はカラシヨークに置かれている。
- サーミ評議会は、さまざまな助成金によって運営されている。
- この組織の目的：
 - サーミの権利と利益を促進し保護する。
 - サーミの人々の間に親近感を持たせる。
 - サーミの人々を一つの民族、先住民族として認識させる。
 - サーミの文化的、政治的、経済的、社会的権利を、4つの国の法律および国とサーミの代表団体との協定で維持する。
- サーミ評議会は、北極圏の環境問題に関連する国際的な協議に参加し、サーミのために影響力を行使しており、北極評議会の常任理事メンバーとしての地位も持つ。
- サーミ評議会は、環境と天然資源、そしてサーミの生活の両方を将来にわたって確保するための持続可能な管理を支援する目的で、北極圏と環境に関連する問題に取り組んでいる。
- 健全で生産的な生態系は、サーミの文化とアイデンティティの前提条件であると考えている。

23

フィンランドにおけるサーミの権利

- フィンランドの法律では、サーミを「サーミ語を母語とする人、またはサーミ語を母語とする両親か祖父母を持つ人」と定義
- 1995年のフィンランド憲法では、サーメ人の権利が強化され、先住民族としての地位と、言語と文化を保護・発展させる権利が認定。
- サーミは国際人権法の下で保護されており、独自の文化、言語、生活様式を持ち、特に伝統的な土地や水域と明確なつながりを持つことから、先住民族とされている。



24

スウェーデンにおけるサーミの権利

- スウェーデンでは、1993年にサーミ議会がキルナに設立された。
- "公選機関かつ国家機関として、生きたサーミ文化の実現に取り組むことを全体任務とする"が、自治のための機関ではなく、その運営は法律、条例、計上決定を通じてスウェーデン議会と政府によって統制されている。"
- スウェーデンのサーミ議会は、公選された31名の議員で構成され、年に3回開催される。
- スウェーデンでは、サーミはスウェーデンの議会に議員を選出できていない。
- スウェーデンの県議会よりも小さな規模であるサーミ議会は設立から20年近く経っても、スウェーデン政府から正式な諮問を受けていない
- 2011年1月に国連の先住民族に関する特別報告者であるジェームズ・アナヤは、スウェーデンでは、特に「試掘、探掘、林業、風力発電プロジェクトの申請に対してサーミの発言権がないこと」と議会法とその構造について批判している (James Anaya, 人権理事会、A/HRC/18/XX/Add.Y [January 12, 2011])。)
- またアナヤは「スウェーデンの裁判所が土地所有権を証明するためにサーミの請求者に立証責任を負わせていること」を批判している。



25

Nordic Saami Convention (ノルディクサーミ条約)

Nordic Sámi Convention agreement reached after more than a decade

After 11 years a unified Nordic agreement on indigenous Sámi rights and culture has been reached. The agreement ostensibly broadens the definition of Sámi persons eligible to vote in Sámi Parliament elections. However, chair Tiina Sanila-Aikio says that the historic agreement is only the most recent step in a long process.



Tiina Sanila-Aikio, chair of Finland's Sámi Parliament. Image: Vesa Toppari / Yle

2000年代初頭、協定案を策定するためのワーキンググループが設立され、2005年に交渉が開始。そして2016年に条約に合意。フィンランドにおける国内法の必要な改正は、2019年秋とされたが、各国の批准が整っていない。

要旨

フィンランド政府、ノルウェー政府、スウェーデン政府は、サーミが

- サーミは、三国の先住民であること。国境を越えて居住する一つの民族であること。
- サーミは、独自の文化文化、独自の社会、独自の歴史、独自の言語、独自の伝統を持っていること
- 3カ国は、国際的な責任と同時に国家的な責任を負っていること。
- サーミ人は自己決定権を持っていること。
- 国境を越えて社会を発展させることが特に必要であること。
- 土地と水は、サーミ文化の基礎を構成するものであり、それゆえ、サーミ人は、土地と水へのアクセスを確保する必要がある。
- サーミは、歴史の中で平等な価値を持つ人々として扱われず、それ故に不公平にさらされてきたという事実を特に考慮しなければならない。
- 新しいサーミ条約は、1751年のラップ協定の中で成文化された、土地の歴史的使用を通じて確立されたサーミの権利の更新と発展と理解する。

26

サーミの環境権をめぐる諸問題

- 天然資源とサーミの先住民としての権利をめぐる諸問題は、スカンディナヴィア諸国に見られ、まだ未解決の部分が多い。
- 一方で、スウェーデンやフィンランドなどノルウェーと比べて、サーミの権利を法的に認める範囲が少なかった国でも、先住民としてのサーミの権利を認める判決や政府決定が続いている。

主要な課題

- 鉱山開発がもたらす問題
 - 鉄道建設に伴う問題
 - 漁業権に関する問題



Mine in northern Sweden. Photo: Mats Berg / S3.



Reindeer herds moving across the tundra. Photo: Geoffrey Reynaud / Getty Images 17.

27

サーミの環境権をめぐる諸問題：スウェーデンの事例

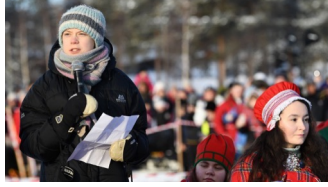
ギルジャス・サーミの漁業権の回復

- Girjas2020年1月、スウェーデンの先住民サーミは、約30年にわたる狩猟・漁業の権利を制限する政策を覆し、大きな勝利を収めた。
- 1993年、スウェーデン政府はサーミ以外の人々にも狩猟と漁業を許可することを決定し、サーミが長い間暮らしてきたギルジャス・サメビーの土地で狩猟と漁業をする権利を廃止した。
- 2020年1月23日、ギルジャス・サーミ地区の人々は、スウェーデンの27年間の政策を覆し、スウェーデンの北極圏における先住民としての狩猟・漁業の独占権を取り戻すことに成功
- スウェーデンの最高裁判所の裁判官5人全員が、サーミのこの土地での長い歴史に基づき、満場一致でこの判決を下した。
- サーミ人は少なくとも1500年前からこの地を占拠しており、彼らの独占的な狩猟・漁業権は1700年代から存在していることを認めた。
- 裁判所の判決は、「スウェーデン王室がラップランドの植民地化を奨励し始めたとき、サーミの狩猟と漁業の機会を保護することに注意を払っていたことを示しており、この地域のサーミが1886年の法律とその後トナカイ放牧法の当時を持っていた狩猟と漁業の権利は、今日のサーミの構成員に移されている」と述べた。
- ギルジャスのケースは、土地使用权に関するサーミの固有の権利を認めた前例となる。
- ギルジャスのサーミたちは、判決発表後、ネット上でも直接の暴力の脅迫を受けたと述べている。



28

サーミの環境権をめぐる諸問題：スウェーデンの事例



- ・ アルタ闘争以降にスカンディナヴィアでは、環境破壊と先住民族の権利の侵害についての理解が深まったとされてきた。
- ・ 一方で、近年スウェーデン北部では、サーミが伝統的に生活してきた地域における鉱山開発が大きな社会問題となっている。
- ・ 2013年7月に入ってから、スウェーデン北部のヨックモックにあるガーロック（スウェーデン語でKallak）地区において鉱山会社（Jokkmokk Iron Mines AB, JIMAB、英国Beowulf Miningの子会社）が、鉄鉱石の試掘許可を得た。JIMABは6月末に試験的な試掘を開始しており、この許可によって試掘は次のステップへつながることが懸念される。
- ・ この地域に鉄鉱山が建設されると、この地域に住むサーミの人々の伝統的なトナカイの放牧が不可能となり、ルレ川や渓谷の生態系が汚染される恐れがある。
- ・ 現行のスウェーデンの鉱物資源法は、外国企業が先住民の権利を考慮することなく、その土地で鉱物を探査し開発することに寛大かつ有利な内容になっています。
- ・ ヨーコガスカとシルゲスのサーミ・コミュニティは重要な放牧地を失うことになるため、このプロジェクトはサーミ人の権利侵害であると非難している。
- ・ 2022年3月22日にスウェーデン政府は、時点で、このプロジェクトについての交渉が継続中であるが、ですが、近くスウェーデン政府の英国の鉱山会社であるBeowulf Miningに鉄鉱山の開発許可を下した。
- ・ 先住民族の権利、サーミ地方の天然資源の継続的な開発が将来的にどのような意味を持ち、それが自然・文化・先住民族の遺産にもたらす影響を考える上で、重要な課題として関心を集めている。

29

フィンランドにおけるサーミの権利回復

Lapland's indigenous Sámi score victory in fishing dispute

A court said the Fishing Act infringes on the Sámi's constitutional right to practice their culture, in which fishing plays a key role.

- ・ 2019年6月にフィンランドのラップランド地方裁判所は、同国最北の自治体ウツヨキに住むサーミ男性4人に対する不法漁業の訴えをすべて覆した。
- ・ 裁判所は、サーミの男性は憲法で保護された文化を実践していたと認定した。
- ・ Tanou川は国境を越えたノルウェーでは、タナ川と呼ばれ、全長361kmで世界最大のアトランティックサーモン資源を支えている。
- ・ 裁判所は、数年前に追加された漁業法の制限は、フィンランドが締結した国連人権条約にも違反しており、サーミが独自の伝統的な先住民文化を実践する権利を保持するとした。
- ・ 漁業規制は、サーミの「故郷の川」であるヴェツィヨキ川で漁をする権利を制限しているとして、起訴を棄却した。
- ・ またヴェツィヨキ川のサケの産卵目標は達成されており、彼らの漁は持続可能であることを意味すると判断も付記されている。
- ・ 裁判所は、フィンランド政府に対し、彼らの訴訟費用を支払うよう命じた。
- ・ また、8月の禁漁期に網でサケを捕獲したサーミに対する告訴も却下された。
- ・ 8月にウツヨキ川で伝統的なサケの網漁を制限する法令は、憲法第17条に定められたサーミの文化実践の権利を侵害すると判断された。
- ・ また漁業規則がフィンランド憲法だけでなく、先住民族の権利を保障する国際協定にも違反しているとしている。



フィンランド国営放送ウェブサイト 2019年6月3日記事

30

2022年4月13日付の
フィンランドの国営放送のオンラインニュース



Sámi activists win fishing rights case

The case turned on the tension between Sámi people's constitutional rights and the Finnish state's fishing permit system.



The Tenojoki river has been the scene of protests over fishing rights. Image: Vesa Toppari / Yle
<https://yle.fi/news/3-12403485> アクセス2022年4月28日

2022年4月13日、フィンランドの最高行政裁判所は、漁業規則に違反したとして起訴されたサーミの漁師を地元住民について、無罪とする判決を下した。

これは、サーミにはフィンランドの憲法において保障された自らの「故郷」の川におけるサケ（魚）を捕獲する権利を認めたものであり、この権利を制限することは、国際人権条約に基づくフィンランド政府の義務に矛盾するとの司法判断であった。

31

サーミの大地と水の権利

- 国際労働機関（ILO）のILO169号条約は、存在する土地権を認め尊重すること、サーミのトナカイ飼育権を他の土地権と同等に尊重することを要求している。
- しかし、2022年4月時点で、ノルウェーは批准しているが、フィンランドとスウェーデンは批准していない。
- スウェーデンでは、国有地での狩猟権がサーミに帰属するのか、国家に帰属するのか「二重狩猟権」が議論されてきた。
- しかし、2020年のギルジャスのサーミーの権利回復主張が最高裁で認められたことにより、今後状況の変化が期待されている。
- フィンランドでは、2019年のラップランド地方裁判所におけるサーミの漁業権を認める判決に続いて、2022年4月に最高行政裁判所においてもサーミの漁業権を認める判決が下された。
- 一方で、スウェーデンでは、鉱山開発については、政府がサーミの権利よりも企業の採掘権を優先する判断を下しており、土地権や資源、環境保全（文化的景観）を守るための運動は継続する。

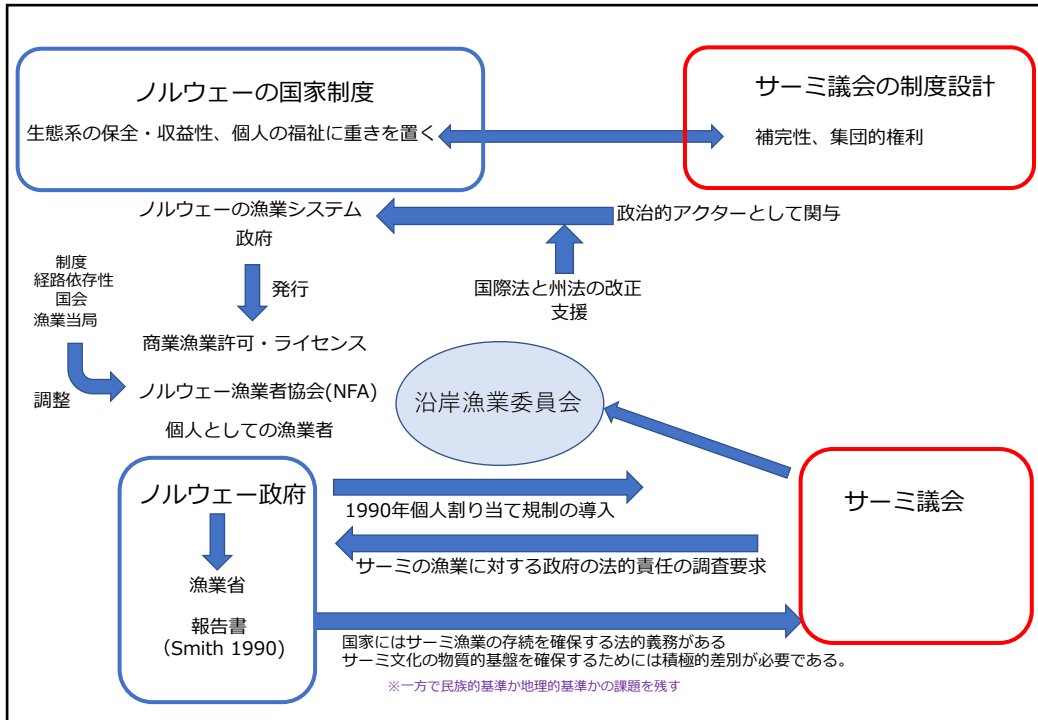
大地と水の権利を守る枠組み

スカンディナヴィアにおけるサーミの土地権・生業権を守るために必要なもの：
歴史と伝統・文化が埋め込まれた景観：文化的景観の保護が不可欠

- 権利を行使する組織としての議会が大きな力を持っている。



32



33

世界遺産
Laponian area
複合遺産 1996登録

サーミの権利回復から学ぶことができるいくつかのポイント。

- 国の行政決定プロセスへの参画（ガバナンスの確保）
- 生態的・経済的持続可能性に加えて、文化的持続可能性の重要性を主張
- 先住民族の地域開発政策への参画により、歴史と伝統・文化が埋め込まれた景観：
文化的景観の保護へ向かう取り組みが可能となる。

34